

平成21年12月18日

イズミヤ株式会社
代表取締役 坂田俊博 様

京都市長職務代理者
京都市副市長 星 川 茂 一

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成21年5月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ伏見店
京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後、来店客車両の増加等が見込まれる場合は、駐車場収容台数の不足が生じることのないよう適切な駐車場運営に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の第2種住居地域に立地している。

周辺の状況は、店舗北側に住宅及び駐車場，東側に集合住宅，南側に国道24号線を隔てて住居及び商業施設，西側は住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に係る説明会については、今回の変更が地権者からの急な敷地返還を原因とするものであるため、設置者が届出に先立ち、周辺住民へ事前説明を行ったところ、変更内容について特に異論がなかったこと及び改めて説明会開催の要望がなかったことから、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき説明会開催不要認定を行ったため開催していない。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

駐車場収容台数の減少に伴う影響として収容台数の不足の発生が予想されるものの、届出上の駐車場の利用予測によると、営業実績から、減少後の収容台数でも来店客車両が収容可能と予想される。また、変更後に影響の調査を行ったところ、収容台数の不足が生じていないことから、変更に伴う周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

今後、来店客車両の増加等が見込まれる場合は、駐車場収容台数の不足が生じることのないよう適切な駐車場運営に努めることが望まれる。